

議案第13号

三朝町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月5日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

三朝町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年三朝町条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 長期継続契約のうち、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき条例で定める契約は、次のとおりとする。 （1） 略 <u>（2） ソフトウェアの使用許諾に係る契約</u> <u>（3） 次に掲げる役務の提供を受ける契約</u>	（長期継続契約を締結することができる契約） 第2条 長期継続契約のうち、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき条例で定める契約は、次のとおりとする。 （1） 略 <u>（2） 前号に掲げる機器又は車両の保守点検その他の維持管理に必要な役務の提供を受ける契約</u>

<u>ア 機器又は車両の保守点検その他の維持管理に必要な役務</u> <u>イ 情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。）の保守その他の維持管理に必要な役務</u> <u>（４） 次に掲げる役務の提供を受ける契約で、年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要があるもの</u> <u>ア 施設の警備、清掃その他の施設の維持管理に係る役務</u> <u>イ 廃棄物等の収集、運搬等に係る役務</u> <u>ウ 学校給食の配送に係る役務</u> <u>（５） 前各号に掲げる契約以外の契約で、その契約の性質上長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして町長が特に認めるもの</u> （契約の期間） 第３条 略 ２ 前条第１号及び<u>第３号（アに掲げる役務に限る。）</u>に規定する契約のうち、前項の規定によりがたい契約の期間は、同項の規定にかかわらず、当該契約に係る機器又は車両ごとの耐用年数の範囲内において町長が認める期間とする。この場合において、当該耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第１及び別表第２に規定する耐用年数によるものとする。	<u>（３） 前２号に掲げる契約以外の契約で、その契約の性質上長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものとして町長が特に認めるもの</u> （契約の期間） 第３条 略 ２ 前条第１号及び<u>第２号</u>に規定する契約のうち、前項の規定によりがたい契約の期間は、同項の規定にかかわらず、当該契約に係る機器又は車両ごとの耐用年数の範囲内において町長が認める期間とする。この場合において、当該耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第１及び別表第２に規定する耐用年数によるものとする。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。